

資料 1

東京都設計等業務委託契約に係るプロポーザル方式試行要綱

平成 18 年 5 月 19 日

18 財 経 総 第 252 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公共工事の品質確保を図るため、東京都が発注する設計、計画及び調査等の業務（以下「設計等業務」という。）において、技術者等の適切な知識並びに構想力及び応用力等が要求される業務について、技術的に最適な者を特定する方式（以下「プロポーザル方式」という。）の手續の基本的な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第 2 条 プロポーザル方式とする対象業務は、工事目的物の品質確保のため、東京都が発注する設計等業務のうち、次に掲げる業務とする。

- (1) 一定以上の知識及び豊富な経験が要求される業務
- (2) 広範で高度な知識並びに構想力及び応用力等が要求される業務
- (3) その他プロポーザル方式とすることが適当であると業務を主管する局等の長（以下「業務主管局長」という。）が認める業務

2 業務主管局長は、前項に該当する業務の中から、プロポーザル方式を行う設計等業務を契約担当者等（東京都契約事務規則（昭和 39 年東京都規則第 125 号。）第 7 条の「契約担当者等」をいう。以下同じ。）と協議の上、決定するものとする。

(実施要領)

第 3 条 業務主管局長は、設計等業務の委託契約に係るプロポーザル方式の実施要領（以下「実施要領」という。）を、第 5 条に規定する技術審査委員会の審議を経た後、契約担当者等に協議の上で決定するものとする。

2 前項の規定により定める実施要領には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 委託件名、履行場所及び業務概要
- (2) 技術提案書の様式及び提出方法
- (3) 技術提案書の評価基準（評価項目及び配点等）
- (4) 技術提案書の特定の仕方
- (5) 技術提案書の特定及び非特定の通知の仕方
- (6) その他必要と認められる事項（参加要件等）

3 業務主管局長は、第 1 項の規定により決定した実施要領を、速やかに契約担当者等に提出するものとする。

(技術提案書)

第 4 条 前条第 2 項第 2 号の技術提案書は、次に示す事項から必要なものを記載するものとする。

- (1) 業務実施体制
- (2) 予定技術者の経歴等

- (3) 照査技術者の経歴等（照査技術者が必要な場合）
- (4) 予定技術者の過去における同種又は類似業務実績
- (5) 業務への取組方針
- (6) 技術提案（技術提案を求める場合）
- (7) その他必要と認められる事項

（技術審査委員会）

第 5 条 業務主管局長は、実施要領決定に先立ち、技術審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

2 審査委員会は、次の事項を所掌するものとする。

- (1) 実施要領の調査、審議
- (2) 技術提案書に関する評価基準の策定
- (3) 技術提案書の審査

3 審査委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

4 審査委員会は、委員長が招集する。

（事前公表）

第 6 条 業務主管局長は、第 2 条第 2 項に基づき決定された設計等業務の事前公表を、契約担当者等に依頼するものとする。契約担当者等は、次の事項を事前公表するものとする。

- (1) プロポーザル方式の対象業務であること。
- (2) プロポーザル方式とした理由
- (3) 技術提案書提出者に要求される資格要件等
- (4) 業務の内容に関する説明（説明書を含む）
- (5) 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限
- (6) 技術提案書の評価基準（評価項目及び配点等）
- (7) 技術提案書の特定の方法
- (8) 技術提案書の特定及び非特定の通知の方法
- (9) 技術提案書のヒアリングを実施すること（ヒアリングを実施する場合）。
- (10) 参加表明書に関すること。
- (11) 業務内容等に不明な点がある場合の質問の受付方法、受付窓口、受付期間及び回答方法
- (12) その他必要と認められる事項

（技術提案書提出者の選定等）

第 7 条 契約担当者等は、参加表明書を提出した者で、東京都建設工事等競争入札参加有資格者であり、かつ、業務委託の参加要件を満たした者から、技術提案書の提出を求めるものとする。

2 契約担当者等は、技術提案書の提出を求める者に、技術提案書の提出要請書を送付することにより、技術提案書の提出を要請するものとする。

3 契約担当者等は、参加要件を満たさない者にその理由を通知するものとする。

(技術提案書の審査及び特定)

- 第 8 条 業務主管局長は、技術提案書の提出を受けたときは、審査委員会に付議するものとする。
- 2 審査委員会は、技術提案書の審査を行うに当たり、東京都が示した技術提案書の評価基準に基づき、審査するものとする。
 - 3 審査委員会は、必要があると認めるときは、技術提案書の提出者からヒアリングを実施することができるものとする。
 - 4 業務主管局長は、第 2 項の審査を経て、技術提案書の特定を行う。

(技術提案書の特定の通知)

- 第 9 条 業務主管局長は、技術提案書を特定したときは、その結果を契約担当者等に通知するものとする。

(工事等施行者選定委員会等への付議)

- 第 10 条 契約担当者等は、第 8 条第 4 項により特定した技術提案書の提出者（以下「特定者」という。）と特命随意契約を締結することを、工事等施行者選定委員会等に付議するものとする。

(特定理由・非特定理由の説明)

- 第 11 条 契約担当者等は、前条の議を経た特定者に対して、技術提案書を特定した旨の通知を行うものとする。

また、契約担当者等は、技術提案書の提出者のうち、非特定者に対して、技術提案書の非特定通知と同時に、非特定理由を通知するものとする。なお、通知に当たっては、評価基準の項目のうち、特定しなかった理由を明らかにするものとする。

- 2 非特定者は、前項の通知に不服がある場合に、通知を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（東京都の休日に関する条例（平成元年条例第 10 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に、再度書面により契約担当者等に非特定理由についての説明を求めることができるものとする。
- 3 契約担当者等は、非特定者から非特定理由についての説明を求められたときは、業務主管局長に協議の上、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。

(その他)

- 第 12 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、業務主管局長が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成 18 年 5 月 19 日から施行する。